

会津若松市制限付一般競争入札に係る審査要領

(平成19年12月7日決裁)

(平成20年9月12日決裁)

(平成21年7月1日決裁)

(平成24年7月2日決裁)

(平成26年2月20日決裁)

(平成26年9月4日決裁)

(令和6年3月1日決裁)

(目的)

第1条 この要領は、会津若松市（以下「市」という。）が制限付一般競争入札の方法により発注する工事、測量、設計等工事に関する委託業務（以下「工事関係委託業務」という。）及びその他の委託業務（以下「一般委託業務」という。）、物件の借入れ並びに物品の購入又は修繕の入札における入札参加資格の審査の方法について、別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(審査の対象)

第2条 市は、入札者で、開札時において次の各号のいずれかに該当する者を除いたもののうち、最低入札価格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2に規定する入札（以下この条において「総合評価方式による入札」という。）にあっては、価格及びその他の条件が市にとって最も有利なもの）をもって入札した者を第1落札候補者とし、当該者について入札参加資格の審査を行う。当該審査の結果、第1落札候補者が入札参加資格要件を満たさない場合には、当該者の入札を無効とし、最低入札価格に次いで低い価格（総合評価方式による入札にあっては、価格及びその他の条件が市にとって最も有利なもの次に有利なもの）で入札を行った次順位落札候補者について資格審査を行う。当該審査の結果、次順位落札候補者の入札が無効となった場合には、以下同様に次順位落札候補者に対し資格審査を行うものとする。

(1) 入札が無効となった者

(2) 入札額が予定価格を超過し失格となった者又は最低制限価格若しくは低入札価格調査の失格基準価格に達しないため失格となった者

(審査関係書類の提出)

第3条 市は、入札終了後に遅滞なく前条に定める資格審査の対象となる落札候補者に対し、次の各号に掲げる発注業務の区分に応じ、当該各号に定める審査関係書類を提出するようファックスにて通知するものとする。ただし、審査関係書類を必要としない場合はこの限りでない。

(1) 工事 入札参加資格審査調書（第1号様式）

(2) 工事関係委託業務 入札参加資格審査調書（第2号様式）

(3) 一般委託業務 入札参加資格審査調書（第3号様式）

(4) 物件の借入れ 入札参加資格審査調書（第4号様式）

(5) 物品の購入又は修繕 入札参加資格等審査調書（第5号様式）

(6) その他市が提出を求めるもので、入札参加資格審査に必要な書類

2 前項の規定により、市から審査関係書類の提出について通知を受けた落札候補者は、通知後2時間以内に市が公告において指定するファックス番号宛に当該書類を送信するとともに、送信後に必ず市契約検査課へ電話連絡し、到着の有無の確認を行わなければならない。

(入札の無効)

第4条 第2条の規定により、資格審査の対象となった落札候補者が、前条第2項に定める方法により提出期限までに審査関係書類を提出しなかった場合には、当該落札候補者の入札を無効とする。

(補則)

第5条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成20年1月1日より施行する。

附 則

この要領は、決裁の日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、決裁の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の会津若松市制限付一般競争入札に係る審査要領の規定は、平成21年7月6日以後に入札公告を行う工事又は業務委託に係る入札から適用し、同日前に入札公告を行った工事又は業務委託に係る入札については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、決裁の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の会津若松市制限付一般競争入札に係る審査要領の規定は、施行日以後に入札公告を行う工事並びに工事関係委託業務及び一般委託業務に係る入札から適用し、施行日前に入札公告を行った工事並びに工事関係委託業務及び一般委託業務に係る入札については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、決裁の日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、決裁の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の会津若松市制限付一般競争入札に係る審査要領の規定は、この要領の施行の日(以下「施行日」という。)以後に入札公告を行う工事、工事関係委託業務及び一般委託業務並びに物件の借入れに係る入札から適用し、施行日前に入札公告を行った工事、工事関係委託業

務及び一般委託業務並びに物件の借入れに係る入札については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の会津若松市制限付一般競争入札に係る審査要領の規定は、この要領の施行の日以後に入札公告を行う工事、工事関係委託業務及び一般委託業務、物件の借入れ並びに物品の購入又は修繕に係る入札から適用し、同日前に入札公告を行った工事、工事関係委託業務及び一般委託業務、物件の借入れ並びに物品の購入又は修繕に係る入札については、なお従前の例による。